

久留米市空き家活用居住誘導事業補助金「チェックリスト」

<交付申請時>

申請者✓	必 要 書 類	備 考
☐	補助金交付申請書	市の様式
☐	下記のいずれか ・補助対象空き家の建築年月日が確認できる書類（登記事項証明書等） ・耐震性を確認できる書類（耐震診断結果報告書の写し等） ・耐震性を有する予定であることが確認できる書類（耐震改修補助金交付申請書の写し等）	
☐	補助対象空き家の所有権が確認できる登記事項証明書等の写し	
☐	工事に係る見積書及び工事費用内訳が記載された書類等の写し	
☐	施工前の写真	
☐	空き家の位置図（住宅地図の写しで可）	
☐	施工業者が市内に事業所を有することを示す書類（見積書等で確認できない場合）	
☐	続柄が記載された世帯全員分の住民票等の写し（子育て・若年世帯の場合）	
☐	里親登録証の写し（里親登録者で養子縁組がされていない夫婦の場合）	
☐	母子手帳の写し（妊娠している者がいる場合）	
☐	家主からの承諾書（借家の場合）	
☐	戸籍謄本等の写し（３親等以内の親族が居住する場合）	
☐	委任状（代理申請の場合）	参考様式
☐	６ヶ月以上居住していないことが常態であることが分かる書類 （「久留米市空き家情報バンク」ホームページに掲載されていない空き家の場合）	
☐	役員名簿（法人が申請する場合）	参考様式
☐	その他必要書類 ◇ 性能・機能比較表 対象となる工事項目 （開口部の断熱改修（内窓の設置を除く） ・ 省エネルギー等設備機器の設置 ・ 床材等の変更 ・ 屋根の改修工事 ・ 外壁の改修工事 ・ 衝撃緩和型畳床への張り替え工事 ・ 開口部を侵入防止対策上有効な措置が講じられたものとする工事 ） ◇ 製品カタログ、又はメーカー発行の性能証明書等 （補助金対象工事一覧に定める性能を有していることがわかるもの） 対象となる工事項目 （開口部の断熱改修（内窓の設置を除く） ・ 天井裏、床、壁の断熱改修 ・ 省エネルギー等設備機器の設置（型番を記したもの） ・ 従来よりまたぎの低い浴槽への変更 ・ 屋根の改修工事 ・ 外壁の改修工事 ・ 衝撃緩和型畳床への張り替え工事 ・ 開口部を侵入防止対策上有効な措置が講じられたものとする工事 ） ◇ 工事箇所・内容が分かる図面 対象となる工事項目 （広さ又は間取りの変更に伴う間仕切り壁の撤去等 ・ 対面式キッチンへの変更工事 ・ 工事箇所が複数の場合 ） ◇ 民泊（家主同居型）の場合（※家主不在型の場合は当補助金の対象外） ・ 住宅宿泊事業届出書の写し	

※その他注意事項

- 補助要件等の確認を行いますので、申請前に事前相談をお願いします。
- 申請書は、電子申請によるご提出、若しくは市役所１３階住宅政策課にご提出ください。
- 申請は、必ず契約・工事着工前に行ってください。交付決定前に契約したものは補助の対象になりません。
- 交付決定に４週間程度時間がかかりますので、着工日は時間的余裕を持って設定してください。
- 書類に不備がある場合は、受付いたしません。
- 申請書一式に本チェックリストを添えて提出ください。